

定 款

公益財団法人
大阪府暴力追放推進センター

公益財団法人 大阪府暴力追放推進センター 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人大阪府暴力追放推進センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市中央区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、大阪府下における府民の暴力団排除意識の高揚に資するとともに、暴力団員及びこれに準ずる者並びに準暴力団及びその他の犯罪集団（以下「暴力団員等」という。）による不当な行為の防止及びこれらによる被害の救済に寄与するなど暴力団排除活動を推進し、もって安全で住み良い大阪の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 暴力団員等による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと
- (2) 暴力団員等による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助けること
- (3) 暴力団員等による不当な行為に関する相談に応ずること
- (4) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと
- (5) 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行うこと
- (6) 暴力団事務所の使用により付近住民等（付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう）の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止すること
- (7) 公安委員会の委託を受けて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第14条の不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習を実施すること
- (8) 法第32条の3第2項第8号の不当要求情報管理機関の業務を助けること

- (9) 暴力団員等による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと
 - (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条に規定する少年指導委員に対して第4号の事業の目的を達成するために必要な研修を行うこと
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に規定する公益目的事業については、大阪府の区域内において行うものとする。

（事業年度）

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 資 産 及 び 会 計

（財産の種類）

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で決議した財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（基本財産の維持及び処分）

第7条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を経て、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。

（財産の管理・運用）

第8条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

（事業計画及び収支予算）

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）は、毎事業年度の開始の日の前日

までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出し、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算の成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出することができる。
- 4 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - 3 第1項の書類については、毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の議決を経て、評議員会において特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第13条 この法人に、評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員については、次のイからへに該当する合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてはその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（権 限）

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第18条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任 期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第13条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第17条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 定款の変更
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (5) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第21条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招 集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第21条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

第22条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から互選により選出する。

(定足数)

第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第24条 評議員会の議事は、一般法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第25条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長及び専務理事をもって、一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任等)

第29条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定めるものである理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。また、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事長及び専務理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 5 理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として、新たに選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第28条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第33条 理事又は監事が、次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第34条 理事及び監事は無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(会長及び副会長)

第35条 この法人に任意の機関として、会長1名、副会長5名以内を置くことができる。

2 会長、副会長は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。ただし、会長は大阪府知事の職にある者、副会長のうち2名は、大阪市長、大阪府警察本部長の職にある者をもって充てる。

3 会長及び副会長は、次の職務を行う。

(1) この法人の運営に関し、理事長の諮問に応じて参考意見を述べ、又はその諮問に応じるため理事会において意見を述べることができる。

(2) 暴力追放活動に功労のあった者の表彰その他儀礼的行為を行うこと。

4 会長及び副会長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第36条 この法人に任意の機関として、顧問5名以内を置くことができる。

2 顧問は、有識者の中から、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関し、理事長の諮問に応じて参考意見を述べ、又はその諮問に応じるため理事会において意見を述べることができる。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除)

第37条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第198条において準用される第

111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第2節 理 事 会

(構成及び権限)

第38条 理事会は、すべての理事で構成する。

- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長及び専務理事の選任及び解職
- 3 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (4) 重要な使用人の選任及び解任

(種類及び開催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第31条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招

集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議 長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第42条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

- 第43条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長が裁決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第44条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第45条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第30条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び専務理事並びに監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第5章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業及び第14条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法及び第50条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

- 2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経て、第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第14条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

- 3 公益法人認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第48条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、一般法人法第202条に規定する事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第50条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）

には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第51条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第6章 専門部会

(専門部会)

第52条 理事長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議により、別に定める。

第7章 事務局

(設置等)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第54条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 事業計画書及び収支予算書等
- (7) 事業報告書及び計算書類等
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

第8章 暴力追放相談委員

(暴力追放相談委員)

第55条 この法人の事業を推進するため、暴力追放相談委員を置く。

2 暴力追放相談委員に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第9章 賛助会員

(賛助会員)

第56条 この法人の目的に賛同し、事業の推進を援助するため入会した法人その他団体又は個人を賛助会員とする。

2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助金を納入するものとする。

3 前項に規定するもののほか賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第11章 補 則

(委 任)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

改定日	平成22年12月1日	(公益認定)
	平成25年7月8日	(目的等変更)
	平成27年6月12日	(公告の方法変更)
	令和元年6月19日	(理事会議事録に記名押印すべき者の変更)
	令和3年3月24日	(第45条第2項の引用条項の変更)
	令和8年4月1日	(目的及び事業の変更)